

日本ゴルフサミット会議参加団体各位

ゴルフ場利用税廃止運動推進本部  
日本ゴルフ関連団体協議会

## 超党派ゴルフ議員連盟・自由民主党ゴルフ振興議員連盟合同総会報告

ゴルフ場利用税廃止運動につきましては、皆様に多大なるご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

6月16日、超党派ゴルフ議員連盟（会長 高村正彦自民党副総裁）と自民党ゴルフ振興議員連盟（会長 衛藤征士郎衆議院議員）の合同総会が、衆議院第1議員会館において開催されました。国会会期終盤の大変忙しい中、多数の議員が出席し、今秋の税調に向けてのゴルフ場利用税廃止運動の方針について協議が行われました。

冒頭、衛藤会長より「昨年度の税制改正大綱において、ゴルフ場利用税については今後長期的に検討するということが大綱に明記されたが、長期検討だけでは何も解決しない。短期決着ということで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れて取り組みをしたいと思っている。ゴルフ場利用税廃止に向けたひとつの案をスポーツ庁よりお示しするので、今年の税調で決着をみるように各位のご尽力をお願いしたい。」と挨拶がありました。

また高村会長からは、「ゴルフ場利用税の問題は、スポーツに税金をかけるのはおかしい。オリンピック種目になったゴルフに、オリンピック開催国である日本で税金をかけている。これは『名誉の問題』。他方ゴルフ場所在市町村にとっては、『必須のカネの問題』。

『名誉』と『カネ』が戦えば、『カネ』が勝つに決まっているわけですし、その『カネ』の面でゴルフ場所在市町村が損をしないような枠組みでなければなりません。昨年の税調でも圧倒的に廃止反対が多い。『カネ』の心配をしている市町村の働きかけにより反対している議員が多いというのが実情なので、市町村の『カネ』の心配を無くすということが必要。」との挨拶がありました。

その後、高橋道和スポーツ庁次長より、ゴルフ場利用税廃止への具体案の説明があり、出席議員による質疑応答の後、満場一致で「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議がなされました。決議については、各党派、税調、党幹部、省庁等に対し、今後要請活動が行われることとなります。

決議された内容は、『今般の税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきであること。なお、ゴルフ場利用税の廃止に際しては、ゴルフ場利用税交付金がゴルフ場所在市町村の貴重な財源となっていることに鑑み、ゴルファーの協力を得て代替財源を確保し、補てんする。さらに、ゴルフ場を活用してゴルファーに「ふるさと納税」を呼びかけ、ゴルフ場所在市町村の収入増への協力をすすめよう』というものです。

（添付資料：「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議文）

具体的には下記のとおりです。

- ① ゴルフ場利用税は、廃止する。
- ② ゴルフ場所在市町村は、①によりゴルフ場利用税交付金が減収となるが、現行制度上、地方交付税交付金により「減収分の4分の3」が補てんされる。  
(地方交付税不交付団体等は除く)
- ③ 上記②で補てんされない部分について、golferから当該市町村に対する寄付金として一定額をゴルフ場が徴収し、当該市町村に寄付する。  
(現在の課税対象者からのみ寄付金を徴収することとし、非課税者からは徴収しない。また寄付金の額については、ゴルフ場利用税の最低金額を上回ることはないように金額を設定する。)
- ④ ふるさと納税が広がりを見せているが、ふるさと納税の返礼品に所在市町村のゴルフ場利用券を採用する例が増えてきている。ゴルフ場、golferにさらに呼びかけ、ゴルフ場所在市町村の収入増への協力をすすめる。

利用税廃止によって影響を受ける市町村への財源措置の具体案が示されなければ、これ以上進展しない状況にありました。ゴルフ議連、スポーツ庁は、「ゴルフ場所在市町村が損をしない枠組み」の本案を武器に、今秋の税調における早期決着を目指し、総務省、税調と協議をすすめていくこととなります。

この決議を受け、議連、スポーツ庁と一体となって運動を展開していくこととなります。何卒ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上



挨拶する高村会長

左より、漆原良夫、高村正彦、衛藤征士郎、保岡興治